

# 中学校コミュニティ・センター登録団体要項

## 第1章 総則

### 1 中学校コミュニティ・センター

中学校コミュニティ・センター（以下「コミセン」という。）は、コミュニティの醸成及び生涯学習の推進を図るとともに、地域住民の社会福祉の増進に寄与するための施設である。

### 2 趣旨

本要項は、市民が、コミセンにおいて継続的に有意義な学習活動やコミュニティ活動が進められるように、コミセンへの団体登録について必要な事項を、並びに第4項第3号の規定により登録を認定された団体（以下「登録団体」という。）が、自主的で健全な活動と円滑な運営を行うために必要な事項を定める。

## 第2章 登録

### 3 登録できる団体

コミセンに登録できる団体は、会則等の規約を有し、次の各号に定める条件をすべて満たすものとする。

- (1) 明石市の教育、文化、芸術、スポーツ、レクリエーション、地域福祉等の向上発展に寄与する目的で組織され、市民の生涯学習振興、コミュニティ活動及び地域貢献などの公益的な活動を積極的に行う団体であること。
- (2) 会員の3分の2以上が市内に在住、在勤又は在学の者で構成する団体であること。
- (3) 会員が10人以上の団体であること。また、代表者は、市内に在住、在勤又は在学の満20歳以上の者であること。
- (4) 月に1回以上コミセンにて活動し、コミセンと密接な連絡、連携、協力ができる団体であること。

### 4 登録の手続き

- (1) 登録を希望する団体は、登録説明会等に出席し、第2項に定める趣旨をよく理解した上で、必要な書類を受け取ること。
- (2) 登録を希望する団体の代表者は、中学校コミュニティ・センター登録申請書兼使用許可申請書兼減免申請書（以下「登録申請書」という。）を作成し、別に定める必要書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。なお、登録申請書等を提出する際、代表者は、本人確認ができるものを持参し、第3項第3号に該当することの確認を受けるものとする。
- (3) 市長は、前号により提出された内容を審査の上、登録を希望する団体間の使用日時及び使用するコミセン施設（以下「施設」という。）の調整を行い、登録の認定及び使用許可を行うものとする。

- (4) 前号の登録の認定及び使用の許可の期間（以下「登録期間」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中に登録申請書の提出があったときの登録期間は、登録の認定及び使用の許可を行った日から、3月31日までとする。

## 5 コミセン使用条件

市長は、明石市立コミュニティ・センター条例（以下「条例」という。）第5条第2項の各号及び下記のいずれかに該当するときは、コミセンの使用を許可しない。

- (1) 緊急事態が発生したとき、又は緊急事態が発生するおそれのあるとき。
- (2) 明石市において「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」が発表されたとき。
- (3) コミセン主催の事業を実施するとき。
- (4) 学校行事で使用するとき。
- (5) 地域まちづくり推進組織等が、その目的遂行のために事業を実施するとき。
- (6) 工事等により、施設が使用できないとき。
- (7) その他、市長が必要と認めるとき。

## 6 登録及び使用許可の取り消し

市長は、登録団体が次のいずれかに該当することとなったときは、コミセン登録及び使用許可を取り消すことができる。

- (1) 条例第10条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第3項各号に定める条件を満たさなくなったとき。
- (3) 特定の宗教・政党の利害に関する活動を行うとき。専ら営利活動を行うとき。
- (4) 申請内容に虚偽が発覚したとき。
- (5) 正当な理由なく2か月以上活動を停止したとき。
- (6) コミセンにおいて、同一の団体（一方の会員の半数以上が他方と同一の場合のほか、団体の代表者や会員、活動内容等から、市長が実質的に同一の団体であると判断した場合を含む。）が重複して登録しているとみなされるとき。
- (7) 他の団体と共同して意図的に予め定められた使用回数を超えて施設を使用しているとみなされるとき。
- (8) 会員でない者が、コミセンの許可を得ず活動に参加していることが認められたとき。
- (9) 使用する見込みのない施設を申請し、許可を得たものとみなされるとき。
- (10) この要項を遵守していないと認められるとき。
- (11) その他、市長が取り消しを必要と認めたとき。

## 7 登録及び許可事項の変更

- (1) 登録団体は、次のいずれかの変更事由が生じたときは、中学校コミュニティ・センター登録変更・廃止届（以下「変更届」という。）を、市長に提出し

なければならない。

- (1) 団体名称
  - (2) 団体の代表者
  - (3) 活動日時
  - (4) 使用施設
- (2) 登録団体は、登録の廃止を希望するときは、変更届を市長に提出するものとする。
- (3) 市長は、変更届が提出されたときは、その内容を審査の上、登録内容の変更又は登録の廃止の認定を行うものとする。

## 8 使用施設及び使用回数

- (1) 登録団体は、原則、第4項第3号により使用を許可された施設（以下「使用許可施設」という。）について、登録期間において週1回連続して4時間まで使用できるものとする。
- (2) 施設の使用時間は、開館時間から閉館時間の30分前までの間とする。
- (3) 学校体育館の使用については、1回につき半面の使用とする。
- (4) 登録団体は、使用許可日以外で、使用予定のないコミセン施設の使用を希望するときは、希望する日の14日前から申し込みをすることができる。なお、学校施設の使用については、月3回以内とする。
- (5) 登録団体は、第5項各号の事由によりコミセンの使用ができない場合は、登録したコミセン（以下「登録コミセン」という。）において前後4週以内で使用日時、又は使用施設を振り替えることができる。なお、この場合の申し込みについては、使用不可が判明した日以降の明石市立コミュニティ・センター条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第2項の規定の範囲内において行えるものとする。
- (6) 登録団体は、第4号又は第5号の規定により施設の使用を希望する場合は、規則第4条第1項に基づき、許可申請書を市長に提出しなければならない。

## 9 施設使用料の減免

- (1) 市長は、使用許可施設の使用においては、施設使用料を全額免除する。ただし、附属設備使用料は減免対象外とする。
- (2) 市長は、登録団体が使用許可施設以外の施設（登録コミセン及び小学校区コミュニティ・センターを含む）を使用するときは、施設使用料の減免は適用しない。
- (3) 市長は、第8項第5号により、使用日時又は使用施設を振り替える場合は、施設使用料を全額免除する。

## 10 登録団体の遵守事項等

登録団体は、使用許可施設の使用に当たって、以下の事項を遵守すること。

- (1) 使用許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。

- (2) 使用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (3) 火災及び盗難の防止に努め、危険な行為を行わないこと。
- (4) 学校運営に支障をきたすような行為をしないこと。
- (5) 入室、会場の準備、原状回復及び退室は、すべて許可された使用時間内において行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほかコミセン職員の指示に従うこと。

### 第3章 活動

#### 11 登録団体の活動

- (1) 登録団体は、その活動において、生活文化の向上、知識・技術の習得を目指すとともに、その活動による仲間づくりや地域連帯感を高めることを通じ、より良い地域づくりに寄与することを最も重要な目的としていることを理解し、生涯学習の成果を挙げるよう努めること。
- (2) 登録団体は、コミセンにおいては団体単位で活動し、その活動は会員の相互学習を基本とすること。
- (3) 登録団体は、使用許可施設の使用に当たっては、会員5名以上で使用するものとし、5名未満での使用はできないものとする。
- (4) 登録団体は、使用許可施設の使用に当たって、会員以外の者の参加は行わないこと。ただし、事前に登録コミセンに申し出を行い、必要と認められる場合はその限りではない。
- (5) 登録団体は、使用許可施設の使用に当たって、他の団体との合同での活動は行わないこと。ただし、事前に登録コミセンに申し出を行い、必要と認められる場合はその限りではない。

#### 12 登録団体の運営

運営については、次の内容を目指すものとする。

- (1) 登録団体は、会員による民主的かつ透明性の高い運営を行うこととし、その運営は、地域社会の文化・教養の向上に寄与することを目指したものであること。
- (2) 登録団体は、会員の総意により、代表者、副代表者、会計、監査（以下「役員」という。）を選出すること。なお、いずれの役員も他の職と兼務できないものとする。
- (3) 登録団体は、名称、目的、構成員、役員の人数、役員の任期、総会の開催、役員会の開催、会費の額、会計年度、及び会則の変更等について定めた会則及び会員名簿を備え、会員全員がその内容について熟知していること。
- (4) 登録団体は、年1回総会を開催し、団体の活動や会計の報告を行うこと。
- (5) 登録団体は、会員の加入・脱退は自由とし、常に公開、平等の民主的運営を行うこと。新たに加入した会員についても十分配慮すること。特定の会員のみの活動に限定しないこと。

## **13 代表者**

- (1) 代表者は、会員の総意で選出すること。
- (2) 代表者は、登録団体を代表し、会員と指導者間のパイプ役を果たすとともに、会員の総意をまとめるように努めること。
- (3) 代表者は、会員とコミセン間の窓口的役割を果たすとともに、登録団体内におけるコミセンからの連絡事項等の周知に努めること。

## **14 指導者**

- (1) 登録団体は、指導者の選定に当たっては、会員の学習活動の目的を十分理解し、相互学習の援助者として活動できる人を選出すること。
- (2) 登録団体は、指導者の選定、交代等にあっては、会員の総意によって決めること。
- (3) 指導者は、会員相互の仲間づくりを中心とした健全で民主的な活動ができるよう援助すること。
- (4) 指導者は、その指導内容について優れた知識や技能を有する者とするが、特別の資格や肩書は要しない。
- (5) 指導者は、登録団体の役員を兼ねることはできない。
- (6) 指導者は、指導を行う同一種目において、登録団体の会員として活動できないものとする。

## **15 会員**

- (1) 登録団体の会員（以下「会員」という。）は、コミセンにおいて、会員同士で共に教え、学び合う仲間であること。
- (2) 会員は、コミセン活動や地域活動を積極的に行うこと。
- (3) 会員は、指導者の所属する会派等が主催する私的な発表会等に、登録団体として又はその一員として参加する義務はない。ただし、参加するのであれば、各会員自らの自由意志によること。
- (4) 会員は、すべてのコミセンにおいて、同一種目で複数の登録団体の会員として活動しないこと。

## **16 会費、謝礼金等**

- (1) 登録団体は、会費等については、できるだけ低い額に抑えるよう努めること。
- (2) 登録団体の会費は、団体の運営経費として会員が分担して拠出すること。なお、会費はコミセンにおいて活動するために必要な経費とすること。
- (3) 登録団体として、指導者への謝礼は、会員の人数の多少・増減・参加回数等に関わりなく、会費から負担すること。1人当たりや1回当たりなど、会員個人が指導者に対し金品を授与しないこと。

## **17 登録団体の名称**

登録団体は、家元、流派、講師・指導者の名称又はこれを類推させる名称を使用しないこと。

## **18 活動の報告**

- (1) 登録団体は、団体の活動前後いずれもコミセンに報告し、活動終了後には、活動日誌をコミセンに提出すること。
- (2) 登録団体は、毎年登録期間終了後速やかに、別に定める活動報告書を作成し、期間終了後 60 日以内に市長へ提出すること。
- (3) 登録団体は、毎年登録期間終了後速やかに、決算報告書を作成し、会員に報告すること。また、決算報告書の写しを、期間終了後 60 日以内に市長へ提出すること。

## **19 コミセン活動への参加**

登録団体は、コミセンで実施される会議、研修、行事及び団体間の連絡会等に参加し、コミセン活動の推進に努めること。

## **20 地域活動への参加**

登録団体は、団体活動を通して仲間づくりを進めるとともに、広く地域活動等への参加など公益的な活動を行い、地域社会の発展に資するよう努めること。

## **21 連絡組織への参加**

登録団体は、コミセンにて組織された連絡会等に参加し、団体相互の連携と、コミセンの円滑な運営を図るよう努めること。

## **22 保険の加入**

登録団体は、必要に応じて、傷害や物損などの損害保険に加入すること。

## **第4章 その他**

### **23 補則**

この要項に定めるほか、登録団体に関して必要な事項等は別に定める。

### **附 則**

(施行期日)

1 この要項は、2025年4月1日から施行する。ただし、第3項2号の規定については、2027年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要項の規定は、施行日以降の活動に係る登録手続き等に適用する。

(関係要項の廃止)

3 この要項の施行に伴い、中学校コミュニティ・センター登録要項及び中学校コミュニティ・センター登録団体活動要項は廃止する。